

連載

新・種を蒔く人

〈私説〉世紀の大プロジェクト ～豊川用水～

高崎 哲郎 (作家)



第7回「豊川農業水利事業と天竜東三河特定地域指定」

ステージ
〈舞台～ダム水没者と全国初の国有林払い下げ～〉



事業所の担当者達(原田祥一氏、中央)

「宇連川ダム(現宇連ダム)建設により水没となられる三輪村川合地区の方々への補償に関連しまして、地元対策委員会の皆さまから先に出されました10項目要求のうち、大半は理解できるものと考えます。ですが、第6項の『川合地区に常時100名以上の収容力を有する工場を誘致する事』と第9項の『該事業水利の為増収になる見積量の1%を毎年川合地区に対して50か年無償にて提供する事』の2つの項目は、どうしても受け

入れることは出来ません。この点はご理解願いたいと思います」

農林省(当時)豊川農業水利事業所庶務係用地担当主事(係長級)原田祥一は、緊張した口調で語りかけ頭を下げた。昭和26年(1950)1月23日夜7時半過ぎのことである。豊川農業水利事業所所長(宇連支所長兼務)湊田秋広、同宇連支所庶務係長北川潔、同係員原田らは川合地区対策委員会に呼びかけて、北設楽郡三輪村(現新城市)助役平松をはじめ同委員長赤谷芳明(区長)や委員松村利一ら数人の代表者と非公式会合を新城町(現市)内の旅館「富貴館」でもった。(村長鈴木久次は病気のため欠席した)。農林省と地元水没者は半年間も話し合いが断絶したままで合意には程遠い状況だった。農林省としては、ダム用地補償の解決をこれ以上長引かせるわけにはいかなかった。

「今夜は素面ですとことん話し合いたいと思います。そして用地問題の解決の糸口を何とか求めたいと願っています。膠着状況を脱出したいのです。ですから遠慮なく話し合うとともに話の中味は飽くまでも非公式なものと御理解願いたい」

会合の冒頭で、助役平松は農林省と委員会の出席者相方に頭を下げた。

これを受けて所長湊田は「われわれの考えを主事の原田からお伝えいたします」と語り、この発言を受け原田は立ち上がり



委員会側に伝えた。当初は所長淵田が伝える予定だったが、淵田は反発が出ることは必至と読んで、この間用地補償交渉を通じて地元有力者と本音で語り合えるようになっている地元出身の原田が前面に出るべきだと判断した。その方が誤解や混乱が少なくて済む、と考えた。そこで原田が所長淵田の後を受けて口火をきったのである。原田は48歳だった。

「水没者の10項目要求はどれも切実な訴えから出たもので、一つとしてゆるがせに出来ないものだが、この半年間、事業所側と協議が中断したままになっていることがよいことだとは考えていない。しかしながら、相変わらず第6項目と第9項目が受け入れられなければ、われわれは今夜の話し合いも中断せざるを得ない」

川合地区対策委員長赤松は赤ら顔を歪めて論断した。そして言葉を継いだ。

「それ以上に、われわれ水没者の神経を逆なでしたのは、ダム用地補償交渉が一步も前進していないにもかかわらず、昨年12月に国や愛知県では豊川農業水利事業の起工式を農林大臣まで呼んで実行してしまったことだ。下流の農民のことだけを思いやっ、上流のわれわれの生活には一顧だにしない。国に対して不信感が募るのは当然ではないだろうか」

彼はことさら語気を荒げることにはなかった。起工式が行われてしまった以上、彼もそろそろ結論にたどり着きたいとの心境になっていた。

この夜の話し合いも平行線をたどった。不安な沈黙が流れ始めた時、原田が再び立ち上がって発言を求めた。

「実現不可能なことにいつまでもこだわってはい、話し合いは前に進みません。そこで提案します。川合地区の生計は農業経営と山林経営の二本立てで維持しているが、ダム築造により山林の一部が水没し、生活の糧である木材や薪を確保する山林がなくなってしまう。宇連川ダムの上流に国有林があるので、これを代替地として払下げを受けてはどうだろうか」

彼は事前に所長淵田と内々に打ち合わせて来た案を示した。これを受けて賛否両論が委員会側から出された。地区対策委員長赤松が声をあげた。

「国有地を我々の要求に見合う分だけ払下げしてくれるならば、第6項と第9項の要求は取り下げることやぶさかではない。委員会に諮^{はか}って出来る限り早く結論を得るようにしたい」

「そうしていただけるのならば、農林省としても全面的に協力したい」

所長淵田はかしこまった表情をつくって応じた。この間、自宅にも帰らず地元の反対農家の根回しを続けて来た原田は赤松の発言に確かな手ごたえを感じた。が、表情は変えなかった。この夜の非公式折衝により、半年間の対立状態から脱出でき用地補償交渉は大きく前進することになる。水没林の代替地として国有林を充てるとの判断は全国で初めて示されたものであった。

「豊川用水、工事元年」

昭和24年(1949)9月14日、政府は豊川農業水利事業を国営事業として許可し、新城町(現市)に豊川農業水利事業所(現地事務所)を設置した。豊川用水事業は当初計画をもとに、さしあたり調査費並みの400万円の予算で着工される運びとなった。水源地となる宇連ダム(当時は宇連川ダム、または宇連ため池)の建設が開始されることになった。だがダム建設に伴う水没家屋や水没山林・農地の所有者との協議は暗礁に乗り上げたままで、現地事務所開設は事実上の「見切り発車」であった。(以下、『豊川用水史』、『豊川用水』(通水25周年記念誌)、『豊橋市百年史』(豊橋市刊)、『とよはしの歴史』(豊橋市刊)、中日新聞と東三新聞(現東海日日新聞)の関連記事、原田祥一氏の「記録集」などを参考にする。原田氏の資料を提供してくださったご遺族に感謝したい。現代語表記とする)。

事業計画によると、事業費総額は18億円で、受益地域は東三河(愛知県東部)の2市4郡25町村に及ぶ。受益面積は1



豊川農業水利事業所(昭和24年9月、写真集『豊川用水』)

第7回 「豊川農業水利事業と天竜東三河特定地域指定」

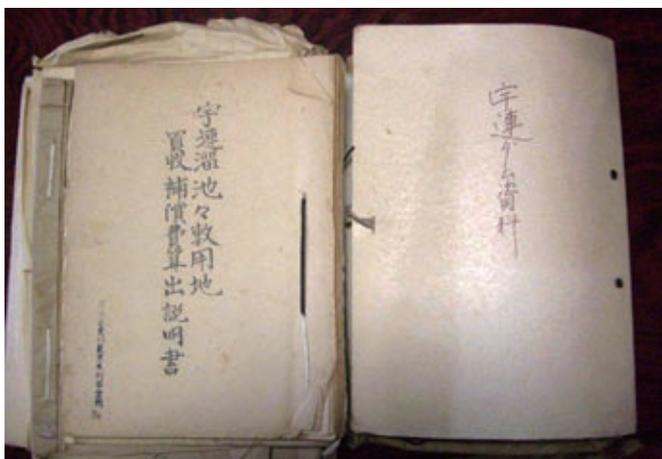
万468ヘクタールで、その約4分の1にあたる2414ヘクタールが畑地^{かんがい}灌漑であった。日本では畑地灌漑の技術は進んでおらず、水田とともに畑地への灌漑面積が広いのも豊川用水事業の大きな特徴となる。宇連ダムの堤高は原案では48メートルであったが、さらに6.5メートル高い54.5メートル^{かさあ}に高上げされた。この結果、有効貯水量も原案の1580立方メートルから1855立方メートルに増加した。(当初の計画には発電も入っていたが、その後削除された)。

流量を確保するための流域変更については、原案通り天竜川支流^{ふりくさ}振草川・神田川から豊川へ導水することになった。補助ため池は^{たんも}反茂上池、赤沢池、深山池、芦ヶ池の築造が認められた。主要水路延長距離は125.8キロに及び、このうち導水路5.3キロ、渥美半島にのびる東部幹線水路90.5キロ、蒲郡方面にのびる西部幹線水路30キロとなっている。

着工に先だち、昭和24年に土地改良法が制定された。豊川農業水利事業も同法に基づき手続きが必要となった。翌25年^{とうさん}、東三(東三河の意)地方開発期成同盟会(会長豊橋市長)は豊橋市の有資格者2434人を含む2市4郡1万1750人の同意を得て、土地改良事業の申請書を農林大臣に提出した。

「ダム水没者との交渉記録」

豊川農業水利事業の最大^{かなめ}の要となる水源池は宇連ダムである。ダム建設用地は北設楽郡三輪村川合(現新城市川合)の山



宇連ダム関連の原田祥一氏資料(原田家蔵)

間地で、水没面積は107.5ヘクタール(山林73.9ヘクタール、耕地4.7ヘクタール)に上る。水面下に没する家屋は6戸で、水没耕地所有者は36戸であり、水没山林所有者は60戸だった。

農林省豊川農業水利事業所の用地担当主事原田祥一(故人)は、一方ならぬ^{ひとかた}労苦を強いられた地元との補償交渉を記録として克明に残した。彼は明治35年(1902)愛知県北設楽郡東栄町に生まれ、拓殖大学を卒業後宮内庁に勤務した。昭和17年中国西安の病院に勤務し、終戦後の昭和21年に帰国して農林省職員となった。宇連ダムの用地買収担当となり、その後愛知用水公団(当時)に移り、愛知用水の水源池である牧尾ダムの水没地用地交渉を手掛けた。

日記の形式で記された「原田記録」をもとに、水没という犠牲を強いられた川合地区農民と農林省(事実上原田)との公式と非公式の交渉経緯をたどってみる。(中日新聞連載「水と人と町—豊川用水—」を参考にし、一部引用する)。

【昭和24年(1949)】7月24日、愛知県知事青柳秀夫(1897-1986)は「豊川農業水利事業は国家事業として実施する」と地元で正式に表明した。事業の「ゴーサイン」である。

9月15日、農林省豊川農業水利事業所が新城町に開設され、ダム水没用地の補償交渉が始まった。(豊川用水では、国営事業が着手されたこの日を「着工の日」としている)。地元は強い拒否反応を示し国の説明・説得に応じなかった。

【同25年】1月7日、ダム問題に対処する地元の組織川合地区対策委員会(以下、対策委)を結成した。

「地元としては絶対反対ではなく、条件闘争で臨むことにした。水没地主はもとより、川合地区の住民全体が潤わなければいけない、という考えで対策委をつくった。委員は地主でない地区役員を含め約20人だった」(対策委関係者)。

3月7日、対策委の委員全員が公民館に参集して10項目の要求を決議した。以下に決議文全文を記す。(原則として原文のママ)。

- 「
決議事項
- 一、農林省豊川農業水利の実施又は事業中止の為に川合地区内に起る損害に対し、個人又は団体を問わず弁償の責任を負う事を要求する。
 - 二、該事業は総括的の見地からすれば食糧の増産に失業救済の為にする開拓事業であって慶賀すべき事であるが、

第7回 「豊川農業水利事業と天竜東三河特定地域指定」

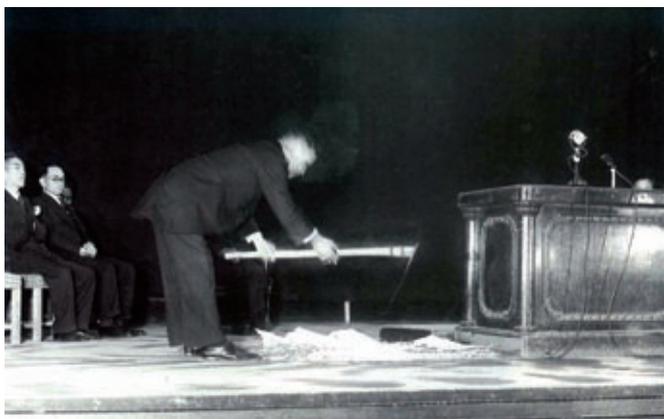
11月27日、農林省が国有林払下げを決定した。「国有林野整備臨時措置法」を適用したのである。

「ダム補償での国有林払下げは、全国でもこしか例がない。法律も4年で廃案になった」(原田)

12月12日、地元住民が起工承諾書に調印した。払下げられたのは、宇連川奥地の渓谷に広がる栃木沢の国有林139.4ヘクタールである。内訳は、地主分が100ヘクタール、川合区有林が38ヘクタール、共同記念林が1.4ヘクタールだった。

「起工式は盛大に行われたが・・・」

昭和25年12月18日、豊川用水の起工式が豊橋中央公民館(現公会堂)において盛大に開催された。午前10時から始



農林大臣広川弘禪の起工鍬入れ式(豊橋中央公民館にて)

まった式典には、農林大臣広川弘禪をはじめ元国務大臣青木孝義(現新城市出身)、地元選出の代議士福井勇・八木一郎、衆議院農林委員長千賀康治、地元側から知事青柳秀夫、市長大竹藤知、県議河合陸郎ら来賓や関係者約500人が出席した。壇上に立った農林大臣広川は、独特のだみ声で挨拶した。

「豊橋の復興が早いには驚いた。今回の豊川農業水利事業は単に東三河地方の開発のみならず食糧増産の面で非常に貢献する。これを機会に地元民の積極的な協力を望みたい。この事業の成功は、今後の農地開発対策に重大な影響があることはもちろんで、農林省としてもあらゆる努力を惜しまない」

衆議院農林委員八木一郎は穏やかな口調で祝辞を述べた。「我が東三地方では古くから豊川の水利事業に因むところの苦難の歴史・風土誌は、戦時平時を通じ数多の故事となっております。殊に最近2、30年来の懸案として残されて来た処の豊川の水を1万町歩(1町歩は約99アール)の畑地に灌漑利用して、東愛知一帯を豊かにして肥沃な美しい文化楽土に築き上げようとする念願は、戦い敗れて軍事施設を開放した高師、天白の原野をはじめ、東三、2市5郡に亘る未開発地を国土保全利用の見地より広く開発利用せんとする国の大事業として大きく取り上げられる運びに至ったのであります。」

東三郷党の皆様方がこの事業の意義と世界平和を念願する文化日本の土台を築くののだとの信念を持って、さらに一層の協力精進を続け、所期の成果を挙げられんことを期待する次第であります」

会場から万雷の拍手がわき起こった。

地元紙「東三新聞」は起工式の記事で報じている。

「ここに公費18億円を投じて、米百万4千石(1石は180リットル)、陸稲五千二百石、甘藷(さつまいも)三百三十四万余貫(1貫は3.7キログラム)の増産を目指して地元民多年の念願である大水利事業は着工された」

しかしながら、起工式は盛大に挙行されたものの地元民の喜びは持続しなかった。事業が進まなかったからである。問題は事業費が少な過ぎたことにもあった。東三地方開発期成同盟会では繰り返し農林省や愛知県庁に足を運び、予算の増額や工事の促進を訴えた。土地改良法の施行に伴い、事業実施と事業後の維持管理を一貫して行うため、土地改良区が設立されることになった。27年12月に設立を認可された豊川用水



起工式記事(「東三新聞」より)



「愛知・静岡両県に跨る電源開発に関する問題の処理に関する覚書」

静岡県で計画せる天竜川総合開発計画による、佐久間発電所建設について、愛知・静岡両県は左記の如く協定する。

記

静岡県で計画せる天竜川総合開発計画による、佐久間発電所建設については、愛知県には異存はなく、愛知県内における用地の取得、その他建設に関する事項については、愛知県はこれが解決に協力すること」

愛知・静岡両県で4年間にわたって協議を重ねて来た天竜川支流の流域変更に関する交渉は決着する見通しとなった。天竜川水系の川水が豊川に流れ込むことになった。

「＜追い風＞の天竜東三河特定地域指定」

豊橋市は、東三河の経済・文化の中核として使命をになっている。東三河地方の発展は豊橋市の発展であり、豊橋市の発展は東三河地方の住民に利益を与えることにつながる。しかし戦後の豊橋市の産業は不振を続け苦悩の道を歩んでいた。同市は中小企業対策に力を入れると共に、大工場の誘致を進めようとしていた。だが誘致の前提となる工場立地条件の整備は、市の予算だけでは容易なことではなかった。

昭和25年(1950)5月、政府は敗戦で荒廃した国土の復興をはかるため国土総合開発法を制定した。全国総合開発計画をはじめ都道府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画の4つの開発計画を進めることになった。中でも、特定地域総合開発計画は、資源開発の不十分な地域や災害防止の必要な地域が対象となっており、敗戦の廃墟から立ちあがる時期だけに、4つの計画の中でもとくに脚光を浴びて重点的に推進されるようになっていた。

愛知県では、国土総合開発法の公布に伴い、愛知県総合開発審議会を設置し、昭和26年5月18日、豊川農業水利事業を中核にして特定地域の指定を受けるため「東三河総合開発事業計画書」を建設省(当時)に提出した。一方、静岡県でも食糧問題を解決するため、天竜川地域の特定地域指定を建設省に申請した。さらには長野県も天竜川上流の上諏訪地域の開発



八木一郎像(豊川用水総合事業部・豊橋支所内)

土地改良区は、期成同盟会が母体となり、初代理事長河合陸郎(後に豊橋市長)以下理事15人、組合員1万8613人を擁し、同盟会と歩調を合わせて事業の推進運動を展開した。宇連ダムは、起工式から約2年遅れて、27年から本格的な建設工事にかかることになる。

「懸案の流路変更問題、決着へ」

豊川用水事業の当初計画が決定し事業が開始されると、事業の推進の上から、天竜川水系の流域変更問題を解決することが早急の課題となった。この問題をめぐって、昭和25年(1950)4月25日、愛知県と静岡県の当事者副知事、農地部長、河川・耕地両課長)は愛知県犬山市で会談した。その後数回の会談を重ねた後、6月13日、両県(静岡県知事小林武治、愛知県知事青柳秀夫)の間に覚書が調印された。

「愛知・静岡両県に跨る農業水利に関する問題の処理に関する覚書」

記

国営豊川農業水利事業の遂行に伴い、天竜川支流大千瀬川水系の分水については、静岡県磐田郡浦川町(現浜松市天竜区佐久間町)地先に於て、平水量330個(注：個は流量の単位で毎秒1立方尺のこと。1立方尺=0.0278m³で、1m³/sは35.9個に当たる)を確保し、これを超ゆる流量の分水については静岡県は異存がないこと」

第7回 「豊川農業水利事業と天竜東三河特定地域指定」

計画をまとめ、この年、建設省に上諏訪特定地域指定を申請した。

愛知・静岡・長野3県からの特定地域指定申請に対し、建設省は相互の政治経済的関連が深いことを斟酌し3地域を統合して調査を加えた上で「天竜東三河特定地域」の事業案として練り直した。

昭和26年12月4日、政府は全国19の特定地域を指定した。そのうちの1つに、天竜東三河特定地域が含まれていた。3県では翌年1月に天竜東三河地域地方総合開発審議会を発足させ、特定地域の計画づくりに取りかかることになった。事務局は静岡県庁に置かれた。

ここでは、国土保全、電源開発、農産資源開発、林産資源開発、工業立地の条件整備など総合的な利用と発展を求め、国土の改造・開発をはかりながら、産業を発展させることに重点が置かれた。総合開発計画の重点事業として、豊川農業水利事業をはじめ佐久間発電所建設や豊川放水路開削などが取り上げられ、審議会で検討された。

豊川農業水利事業は性格を大きく変えることになった。農業用水の他に、上水道や工業用水をも供給する総合的な水利事業(豊川用水事業)に変貌し、産業経済の発展と地元の要望とに応じて規模を拡大した。広域的総合開発の観点に立脚する画期的な事業を推進することになった。このような経緯をたどった点において、豊川用水事業は、当初から総合開発を目指した愛知用水とは性格を大きく異にしている。

豊川農業水利事業では、昭和27年度から宇連ダムのコンクリート打設が行われる予定になっていた。だが同年3月、地元から用水量の増加と受益面積の拡大を求める声が上がリ、東三河地方開発期成同盟会から農林大臣と愛知県知事に陳情書が提出された。

「用水量の増加と、2414ヘクタールの畑地灌漑を開田に復活すると同時に、技術的可能な限り幹線水路を高くて、受益面積を拡張し、そのために水源計画も変更して水量を調節して欲しい」

同27年3月28日、愛知県では県総合開発審議会へ「豊川農業水利事業の計画変更」を議題として以下の2案を諮問した。①用水量の増加と畑地灌漑を開田に復活すること。②宇連ダムの堰堤を10メートル高くし(嵩上げし)、併せて幹線水路も

10メートル高位部に変更すること。これら2点の計画変更は了解された。

水源である宇連ダムは直接流域が狭く、ダムとして貯水効率が悪いため、大千瀬川の一部を流域変更して宇連ダムに導水することも検討された。しかしこの構想は浦川町のアユ漁業の問題が絡んで地元の強い反対を招いた。そこで愛知県は、天竜川に建設中の佐久間ダムから水を引くことを検討した。事業主体である電源開発(株)と静岡県との交渉を重ねた。同28年3月2日、電源開発(株)から「佐久間ダムよりの分水については、国及び愛知県と協議の上考慮する用意あり」との回答を得た。同時に静岡県から「浜名湖西部地域に豊川用水より農業用水・都市用水を供給されたい」との要望が出された。愛知県は「静岡県が必要とする水量を増加して佐久間導水が行われるならば了承する」と回答した。

こうした経緯を踏まえて、昭和29年6月11日、「天竜東三河特定地域総合開発計画」が閣議決定された。この第一次計画変更と同33年の第二次計画変更に沿って、豊川用水開発事業が進められることになる。

東三河地方の農業は水の確保により農業先進地域へと飛躍的に発展していくことになる。同時に東三河地方の工業用水確保のめども立ち、臨海工業地域開発の気運も高度経済成長とともに到来するのである(後述する)。

(つづく)



佐久間ダム(アメリカの大型機械を初導入した巨大ダム、現在)

かなめ
 <歴史散歩> 豊川用水の要・豊橋の今昔

～ 東海道の城下町・吉田宿、
 今は路面電車が国道1号線を行く～

グ ラ ビ ア
 とよがわようすい
 豊川用水
 toyogawa Canal



東海道五拾三次之内吉田 歌川広重(豊橋市二川本陣資料館蔵)
 吉田城と豊川に架かる吉田橋(東海道)、現在は「豊橋(とよはし)」と銘刻した橋が、その先(手前側へ)国道23号線を交差して豊橋駅に至る。現在、吉田大橋と記される橋は、「とよはし」の600m上流の国道1号線(城郭脇)に架かっている。(右写真)



豊川の上流を望んで国道1号線に吉田大橋と豊橋市役所(中央右)と橋の中央奥に吉田城の鉄櫓(くろがねやぐら)が微かに映る。



吉田藩士屋敷図(豊橋市美術博物館蔵)
 屋敷図に現在を重ね合わせると国道1号線①が東京方面(右)へ。豊橋市役所③、豊城中学校④、愛知県東三河総合庁舎⑤、同建設事務所⑪、豊橋市上下水道局⑥、⑦の名古屋刑務所豊橋刑務支所は、牢屋跡と同じ場所に位置する。明治時代に造られた牟呂用水は、②を下方向に流れ、神野新田(じんのしんでん)に注ぐ。豊川用水を管理する水資源機構豊川用水総合事業部は、豊川総合用水土地改良区と共に⑫の位置にあります。



日本で唯一の国道1号線を走る路面電車(豊橋鉄道)は、上図⑧の武家屋敷街路の辺りを通る。通称「市電」は、春に花電車、夏はビール電車、そして冬場におでんしゃなど、市民の楽しみのシンボルともなっている。



復元された東惣門(ひがしそうもん)、吉田宿の江戸方面に構える(上図⑨)。門の傍らに番所や駒寄(こまよせ・馬を留める場所)があり、惣門は、午後10時から午前6時までを閉ざして夜間の通行を禁じていた。